

中間報告にあたって 「社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会」としての提言

「社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会」として、中間報告をとりまとめるにあたり、下記のとおり、提言をいたします。

本事業は判断能力の不十分な方の地域生活を支える上で、なくてはならない存在であり、すばらしい実績をあげてきました。実態調査の結果からも、本事業の利用により、必要な福祉・医療サービスへのつなぎ、経済的虐待や消費者被害の防止など、生活支援の数多くの側面において具体的な効果が明らかになりました。

また、制度の狭間となっていたり、制度で対応が十分なされていない状況の中でも基幹的社会福祉協議会が、さまざまなネットワークをつくり出しながら、きめ細かく対応している実態があり、その積極的な姿勢、努力については、高く評価すべきとの指摘がありました。

こうした実状は、沖縄県においては、専門員が制度本来の役割以上の、すぐれた相談支援機能を果たしていることによって支えられている面がある一方で、現状の予算規模・実施体制から、また他の制度やネットワークが十分に形成されていないために、現状のままでは、事業の発展はおろか、維持すらも難しい状況が明らかとなりました。また、全国に比して沖縄県は、生活保護を受給している事業利用者が多く、県全体の低い県民所得や高い失業率など経済的格差の問題もあります。

地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の創設は、成年後見制度とともに、判断能力が不十分な方々への施策として、社会福祉制度が、措置から契約制度に変わった中、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などの方々が、地域で暮らしていくためには、欠くことのできない事業であり、その役割の重要性はますます高まっています。

また、平成19年3月に策定された第1期沖縄県障害福祉計画においては、平成23年度までに282人が福祉施設から地域生活へ移行し、また、入院中の精神障害者も同じく600人が地域生活へ移行する事が目標とされています。

こういった状況の中、本事業の現状として、多くの契約待機者が発生していることや、施設入所者・病院入院患者の利用が一部地域でしか対応できていない状況は、たいへん残念な事態であり、憂慮すべきことと考えます。

今回、本調査研究委員会としては、本事業の現状をつぶさに検証し、改善すべきことについては、率直に改善を提言したところですが、本事業実施主体(社会福祉協議会)だけでは、解決できない課題も多くあり、地域における重層的な権利擁護システムの構築の必要性を改めて痛感したところです。

本事業は、地域の社会資源の一つとして、継続的に活用される必要があるとともに、本報告書で明らかになった現状を国、沖縄県、市町村、関係機関においても、十二分にご理解をいただき、福祉の援護が必要な方々が、安心して地域で暮らせる福祉社会を実現するために、より一層、取り組んでいただきますよう切にお願い申し上げます。

沖縄県内で、本事業に関わるすべての関係者へ

1. 地域におけるトータルな権利擁護システムについて

本報告書で明らかとなった地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の現状を、それぞれ地域で、行政・社協・その他の社会資源がともに共有しながら、地域における権利擁護ネットワークを構築する必要があります。

また、その地域におけるネットワークの中で、各々の社会資源が求められている役割の調整や分担をし、場合によっては、必要な社会資源を新たに整備するなど、協力して、トータルな権利擁護システムを作り上げていくことが求められます。

2. 緊急的にニーズに対応できる独自システムの必要性について

現在、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)だけでは、契約待機者および事業の利用ニーズに、すぐに対応できる体制を整えることは困難な現状です。可能であれば、市町村社協、関係機関等においても、必要な条件整備(金銭管理規程などの整備)をした上で、協力して、緊急的なニーズに対応できるようにしていく必要があります。そのための具体的指針については、沖縄県社会福祉協議会において、早急に示していく必要があります。

国・県へ

1. 業務に応じた専門員の待遇の確保と必要な予算措置について

今回の報告書では、事業利用者数、寄せられるニーズの多様性、さらに、やむおえず本来業務以上の対応をせざるをえない状況等で、専門員に相当な過重がかかっていることが、明らかになっています。事業実施主体において、業務のあり方の改善をしていく必要もありますが、人員体制としては不十分といわざるを得ません。加えて判断能力が不十分な方の「金銭管理」という重責がともなう業務に関わらず、その業務に応じた専門員への待遇が確保できていません。

専門員の正規職員の雇用が可能となるような予算措置をしていただくと共に、制度的な身分保障やキャリアアップができる仕組みの整備を図る必要があります

2. 基幹的社会福祉協議会の増設や必要な経費の確保について

現在の利用者数およびこれからの利用ニーズの現状から、本事業を広域で実施する事は、移動距離・時間において非効率的であるとともに、本事業利用希望者や利用

者への対応に遅れが発生し、地域で要援護者を支える連携がとりづらい現状が明らかとなっています。

以上のような事業の現状をご理解いただき、専門員の増員や基幹的社協の増設、その他の必要な経費など、地域における重要な権利擁護システムの一つとしての本事業を積極的に支えていただくよう、確実な予算措置をしていただく必要があります。

市町村へ

1. 地域福祉計画等の行政計画への盛り込みについて

市町村においては、地域の重要な社会資源の一つである地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、地域での権利擁護ネットワーク形成や役割分担や方向性など、具体的支援や実施計画について、地域の実情にあわせ地域福祉計画等の行政計画に盛り込んでいく必要があります。

2. 市町村での予算措置について

本事業を、地域で継続的に実施していくためには、市町村においても、地域で事業を行っている基幹的社協に対し、市町村間で分担金を拠出するなど予算措置について検討していただく必要があります。

3. 地域包括支援センターでの高齢者虐待対応、成年後見制度利用支援事業の積極的活用について

成年後見制度の活用が進んでいないため、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）実施社協において、本来業務以上の役割や関係調整が求められ、その対応に苦慮しています。それが、契約待機者を発生させている原因の一つとなっていることが、今回、明らかとなっています。

市町村の役割として位置づけられている、成年後見制度利用支援事業の積極的活用、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談対応を充実させてください。更に、成年後見等開始審判の市町村長申し立てについても積極的な活用が望まれます。

4. 虐待事例、対応困難事例の対応について

虐待事例、対応困難事例についても、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）において、本来業務以上の役割や関係調整が求められています。各市町村に

において、地域包括支援センターや行政窓口などでの対応を更に強化する必要があります。また、虐待防止センター等を設置するなど虐待対応体制の確立が必要であります。

市町村社会福祉協議会へ

1. 地域福祉活動計画への位置づけについて

各市町村社会福祉協議会においては、地域住民の権利擁護に関することについて地域福祉活動計画に位置づけ、行政と連携をはかり、地域における地域住民の権利擁護に関する現状の共有、課題の抽出、必要な住民福祉活動の創出や独自事業の展開が必要です。また、本事業利用者数が多く、潜在的に利用ニーズがある市町村社協は、基幹的社会福祉協議会の受託についても検討を図る必要があります。

2. 基幹的社協への更なる協力について

基幹的社会福祉協議会以外の市町村社会福祉協議会においては、地域住民の福祉向上のため、生活支援員の確保や連携、地域住民への本事業の広報、地域福祉権利擁護推進員の活動強化など、基幹的社会福祉協議会へ必要な事業への協力を更に図る必要があります、同じく地域福祉活動計画に盛り込む必要があります。

沖縄県社会福祉協議会へ

1. 権利擁護システム構築に関する支援体制整備について

沖縄県社会福祉協議会は、地域での権利擁護システム構築に関する、県段階の住民の立場に立った中核的な権利擁護センターとして、県行政と協力し、沖縄県内の地域での権利擁護システムの構築のために、モデル事業の立ち上げや、権利侵害における困難事例や成年後見制度活用、虐待対応など、様々な福祉課題への支援体制整備を図る必要があります。

